

菅生 スポーツコミュニティークラブ「S. S. C. C」規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、「菅生スポーツコミュニティークラブ」と称す。

(目的)

第2条 本クラブは、次のことを目的とする。

- ①地域住民の健康体力の保持増進を図るとともに、活性化を図る。
- ②地域のコミュニケーションを深めるとともに、地域教育力を高める。
- ③青少年の健全育成を図る。
- ④地域の健康・福祉に貢献する。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 年間計画に基づく各種スポーツ活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 文化学習活動
- (4) 奉仕活動
- (5) 他の機関・団体などが開催する競技会への参加
- (6) 他の団体との交流活動
- (7) その他本クラブの目的達成に必要な活動

第2章 クラブ員

(構成)

第4条 本クラブは、菅生中学校区（菅生中学校・菅生小学校・稗原小学校）、及び近隣に在住・在勤する者、及び本クラブの趣旨に賛同する者をもって構成する。ただし、票決権は、20歳以上の者とする。

(加入・登録)

第5条 本クラブへの加入登録は、本クラブの所定用紙にてこれを行う。また、加入に当たっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。脱会は、随時とするが、納入金の返却は行わない。

(クラブ員資格喪失)

第6条 クラブ員の資格は、脱会・除名・死亡によって喪失する。

- 2 クラブを脱会するには、書面をもって会長に届けるものとする。

(除名)

第7条 クラブの会員が、次に各項に該当する場合は、役員会の決議をもって除名する。

- 2 クラブの名誉を著しく毀損したとき

(休会)

第8条 クラブ会員が、一時的にクラブの活動を停止する場合には、事前に各種目の責任者に連絡をし、各種目の会則に則って、休会するものとする。

(スポーツ保険の加入)

第9条 本クラブに加入する際、本クラブ指定の保険に加入するものとする。

- 2 保険期間は、事務手続きをした翌日の午前0時から同年度3月31日までとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 本クラブには、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	若干名	会計監査	若干名

(選出及び職務)

第11条 前条の役員は、運営委員会において推薦し、総会をもって承認する。

2. 会長は、クラブを代表するとともに、総会、役員会、運営委員会を招集し、クラブの運営を総括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
4. 会計は、本クラブの会計を担当する。
5. 会計監査は、会計を監査する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠損が生じた時は、それを補充する。但しその任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第13条 本クラブの目的に賛同し、クラブを支援する個人、団体を賛助会員とし、会員登録をすることができる。

2. 指導者は、別途定める業務受託契約に基づいた料金を毎月クラブに支払い、賛助会員とする。

第5章 会議

(総会)

第14条 クラブの総会は、年1回開催する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を決議、または、承認する。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 前年度の決算報告
- (3) 次年度の事業計画(案)
- (4) 次年度の予算(案)
- (5) 役員を選任
- (6) 規約・細則その他経営上必要な諸規則の制定、改定。
- (7) その他、クラブの重要事項

3 総会を招集するには、総会当日の2週間前までに全会員(ただし、20歳未満の会員は除く)に対し、総会の議題を記載した通知と出欠席確認の用紙ならびに委任状の用紙を発送しなければならない。

(総会の開会)

第15条 クラブの総会(臨時総会も含む)は、票決権を行使できる会員(委任状を含む)の1/5があれば開会できる。

(総会の議決)

第16条 クラブの総会の議決は、票決権を行使できる会員(委任状を含む)の過半数をもっておこない、可否同数の場合は、議長が決するところとする。

(役員会)

第17条 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、役員・事務局・指導者をもって構成する。

(指導者会議)

第19条 指導者会議は、指導者で構成する。ただし、解決が困難な事案が生じたときは運営委員会にて解決する。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 クラブの事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、庶務・事務に関することとする。
- 3 事務局には、クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーを若干名おく。

第7章 会計

(会計)

第21条 本クラブの会計は、会員の納める年会費、賛助会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。会費については、別に定める。

(会費)

第22条 会費は次のようにし、入会日までに納入するものとする。

○小中学生 年 2000円 (うち保険料 800円)

○高校生以上 年 3000円 (うち保険料 1850円)

(資金の管理)

第23条 クラブの資金は会計が管理する。

(予算および決算)

第24条 クラブの収支予算は、総会の決議により定め、収支決算については、監査を経て、総会の承認・決議を得なければならない。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計規定)

第26条 クラブの運営における謝金並びに慶弔規定は以下とする。

1. 指導者謝金
1時間当たり1人5000円までを上限とする。
2. 運営スタッフ謝金
1回当たり(1日)1人500円とする。
3. 役員会謝金
1回当たり1人500円とする。
4. 運営謝金
1時間当たり1人500円とする。
5. 会員並びに関係各所に慶弔等があった場合には、慶弔金または見舞金を支給する。
1回につき5000円までを上限とする。
ただし冠婚葬祭などこの限りではない。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第27条 会員はクラブ活動に際して、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。

2. 乳幼児を同伴で参加する会員は、乳幼児の安全に責任を持ち、クラブ活動中に何らかの事故が発生しても、クラブ責任者並びに指導者に損害賠償を請求しないものとする。

第9章 細則

(本クラブの解散)

第28条 本クラブの解散は、票決権を行使できる会員の同意を得ねばならない。

(個人情報の保護)

第29条 各クラブで得た個人情報については、目的以外には使用しないものとする。

(指導者との契約)

第30条 各コースを運営する指導者とは以下、受託契約を交わすものとする。

2. コースの運営を責任もって指導者は行う。
3. コースの運営上、必要となる教材、書面等は指導者が準備する。
ただし、クラブ全体で必要となる教材はこの限りではない。
4. 指導者は、コース会員から参加費を徴収し管理をする。
5. 指導者は、コース会員から集めた参加費からクラブ運営費として（賛助会費ともいう）クラブへ翌月末までに支払うものとする。
6. クラブ運営費は、1会員につき100円（毎月）とする。

- 附 則
- ・本規約は、平成24年 4月1日より施行する。
 - ・本規約は、平成25年 6月1日に一部改訂。
 - ・特別な事例が起きたときは、役員会において決議し、実行することができる。
 - ・規約改正については、総会の承認をもって改正することができる。